

刈谷市緑の基本計画（案）

刈 谷 市



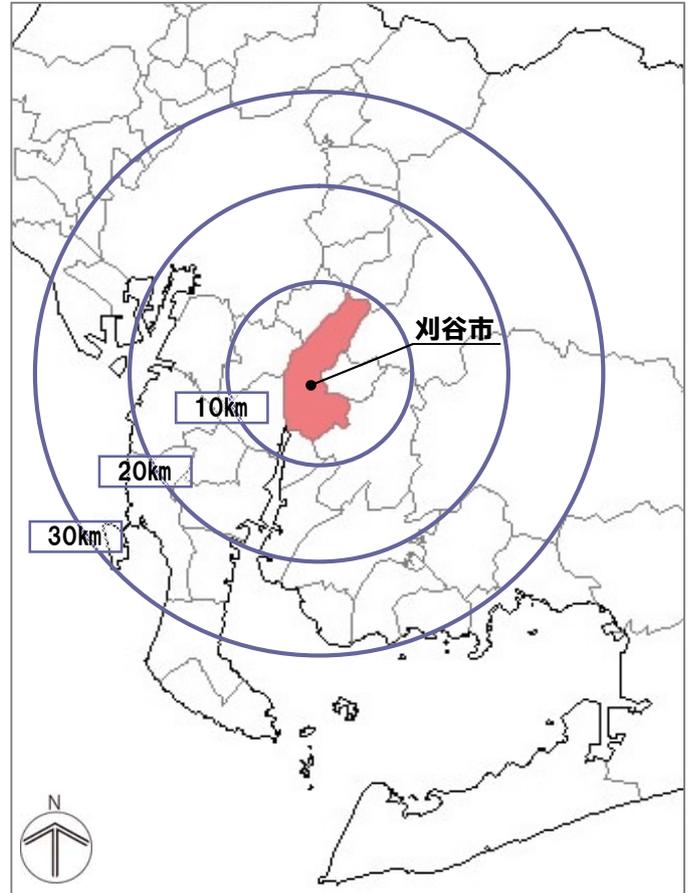
はじめに

刈谷市は愛知県のほぼ中央に位置し、境川の東側に沿って南北に細長い地形をしており、逢妻川と猿渡川で区分される北部、中部、南部の3つ地域によって形成されています。北部地域には国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落をはじめ、丘陵地の樹林地やため池などの豊かな自然環境が残っているとともに、サービスエリア機能をいかした岩ヶ池公園は、多くの利用客が訪れ、地域のレクリエーション拠点となっています。中南部地域には亀城公園をはじめ、地域を代表する都市公園や街路樹が多く整備され、良好な都市環境の形成が図られています。

このように本市では、これまで平成8年3月に策定された「刈谷市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、都市公園の整備や道路の緑化などを積極的に推進してきましたが、前回の緑の基本計画が策定されてから10年以上が経過していることや、緑の減少などの社会情勢の変化により生じる、ヒートアイランド現象などの新たな課題への対応が必要となっていることから、新しい緑の基本計画を策定しました。

新しい計画では、樹林地の保全や身近な都市公園の整備などに加え、河川やため池などの水辺環境の保全、まちなかの緑を創出するための緑化地域制度の活用などを施策に盛り込み、市民・事業者・行政の協働により、本市を緑にみちた美しいまちにしていくための活動方針を明示しています。

■刈谷市の位置



■刈谷市の概要

- 1 市制施行 昭和25年4月1日
- 2 刈谷市の位置
東経137度0分8秒 北緯34度59分20秒
- 3 面積 50.45km²
- 4 人口と世帯(平成21年4月1日現在)
人口 144,828人
男 76,363人
女 68,465人
世帯 59,957世帯



目次

1章 緑の基本計画の概要	1
1 緑の基本計画とは	
2 緑の基本計画の位置付け	
3 計画期間と見直し	
4 計画の対象とする緑	
5 緑のはたらき	
2章 緑の現状と課題	3
1 緑の現状	
2 緑の課題	
3章 緑の将来像	5
1 計画の基本理念	
2 緑の将来像	
3 緑の将来像図	
4章 基本方針と施策の体系図	7
1 緑の基本方針	
2 施策の体系図	
5章 計画の目標	9
1 計画の枠組み	
2 計画の数値目標	
6章 具体的な施策の内容	
(1) 緑を「まもる」	11
・市域を代表する緑の保全	・樹木・樹林の保全
・生物多様性の保全	・農地の保全・活用
(2) 緑を「つくる」	13
・身近な緑の充実	・防災機能の強化
・拠点となる緑の充実	・市域を代表する緑の創出
・緑被率の向上	・都市公園のユニバーサルデザイン化
(3) 緑を「つなぐ」	15
・水と緑のネットワークの形成	・緑地・緑道の整備
(4) 緑を「たかめる」	17
・緑に関する普及啓発	・市民協働による緑のまちづくり
・緑を育てる人材づくり	・緑の質の向上
7章 緑化地域と緑化重点地区	19
1 緑化地域の指定	
2 緑化重点地区の設定	
8章 緑化重点地区計画	21
1 洲原風致地区一帯	
2 刈谷市総合運動公園一帯	
3 亀城跡風致地区一帯	
4 刈谷駅周辺	
5 フローラルガーデンよさみ一帯	
6 小垣江駅周辺	
9章 実現化に向けて	27
1 市民・事業者・行政の役割分担	
2 計画推進のための組織づくり	
3 あいち森と緑づくり事業の活用	
4 緑の保全・創出に関する新たな制度の導入	
5 計画推進のための財源の確保	

1章 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画とは

「刈谷市緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として、都市緑地法[※]に基づき刈谷市が策定するものであり、緑豊かなまちづくりを市民・事業者・行政の協働により、計画的に推進するための指針となるものです。そのため、この計画は緑の目標や方針など、緑に関する事柄を幅広く明示するものとなります(図1-1)。

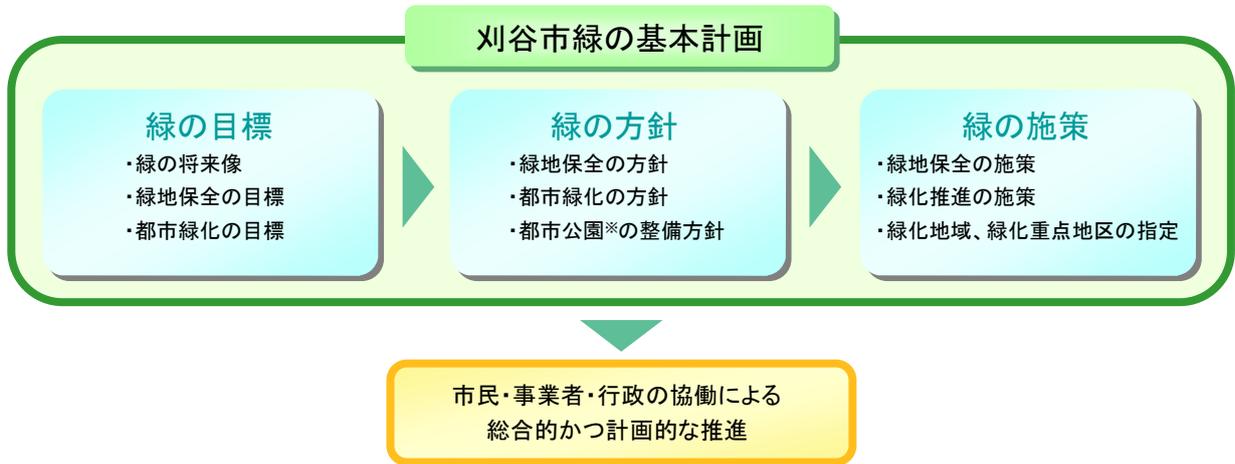


図1-1 緑の基本計画の概念図

2 緑の基本計画の位置付け

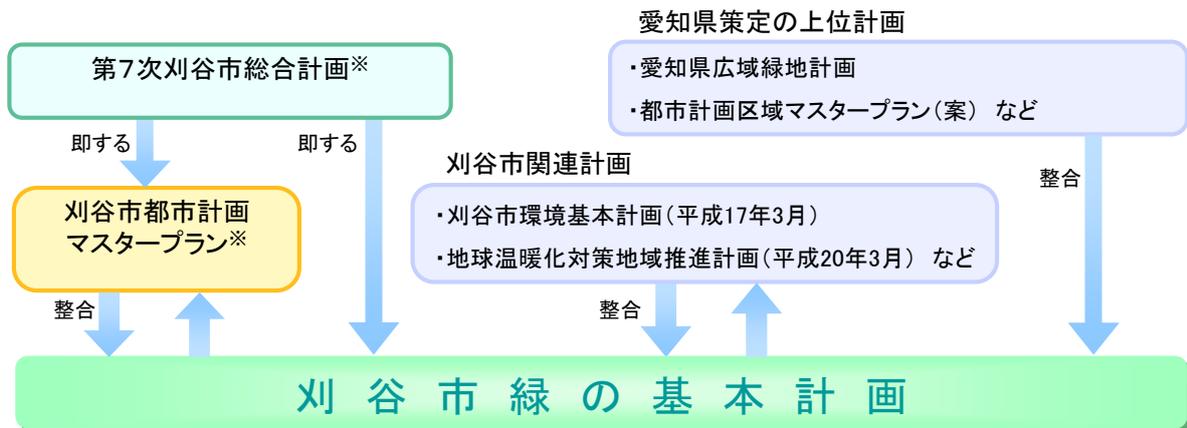
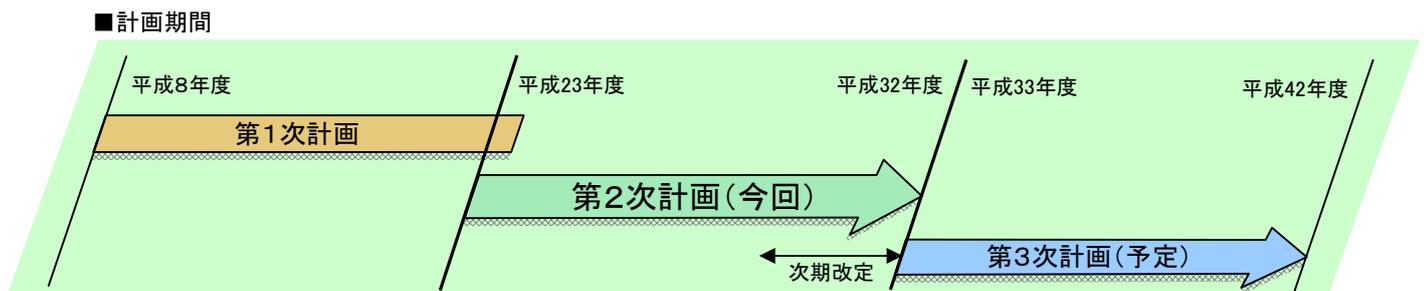


図1-2 上位・関連計画との関係図

3 計画期間と見直し

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。



※都市緑地法: 良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた法律。

※都市公園: 都市公園法に基づき設置された公園緑地。

※第7次刈谷市総合計画: 将来の刈谷市をどのようなまちにしていきたいのかを総合的・体系的にまとめた最上位計画。

※刈谷市都市計画マスタープラン: まちづくりの将来ビジョンや整備方針など、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。



4 計画の対象とする緑

都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅の植栽地や工場の緑地などの民間施設の緑地、農地や森林などの緑の地域も計画の対象とする緑とします。



ミササガパーク

都市公園

- 街区公園
- 近隣公園
- 総合公園
- 運動公園
- 都市緑地



洲原公園

公共施設の緑地

- 児童遊園
- 広場
- 街路樹
- 遊園
- 緑地
- 街園
- 学校のグラウンド
- 市民農園(公共) など



雁が音中学校

民間施設の緑地

- 社寺境内地
- 住宅の植栽地
- 工場の緑地
- 市民農園(民間) など



野田八幡宮

緑の地域

- 風致地区※
- 天然記念物
- 生産緑地地区※
- 保安林
- 河川区域
- ため池
- 農業振興地域農用地区域※
- 地域森林計画対象民有林 など



洲原風致地区

5 緑のはたらき

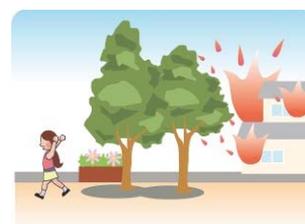
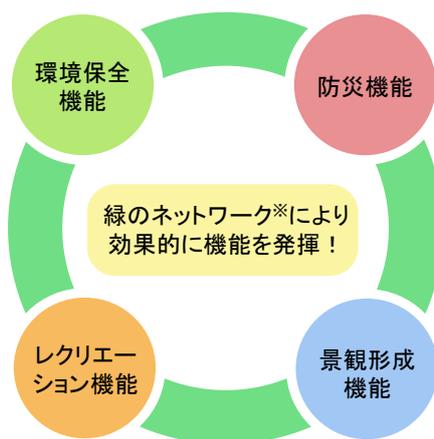
都市の緑には図1-3のようなはたらきがあり、様々な機能の緑をネットワークで結ぶことにより、さらに効果的に機能を発揮させることができます。



動植物の生息地であり、ヒートアイランド現象※などの気象条件を緩和する機能があります。



自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動を楽しむことのできる場所となります。



被災時に避難場所になるとともに、火事の広がりを抑えるなど、まちの安全性を高める機能があります。



歴史や文化と一体となって、その地域ならではの魅力ある景観を創り出します。

図1-3 緑のはたらき

※風致地区: 自然的環境を主体とした都市景観を維持するため指定された地域地区。

※生産緑地地区: 市街化区域内において、緑地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地域地区。

※農業振興地域農用地区域: 総合的に農業振興を図るべき地域において、今後10年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地。

※緑のネットワーク: 河川や街路樹などの線的な緑地を、公園や緑地などを経由しながら網状につなげること。

※ヒートアイランド現象: 都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象。

2章 緑の現状と課題

1 緑の現状（平成21年度緑の現況調査より）

1) 緑の量

本市の緑地の面積は約1,986haあり、市全域の約4割を占めます。市全域の緑被率※は約32.8%ありますが、市街化区域の緑被率は約9.9%と低い値となっています（表2-1）。

刈谷市の緑の豊かさに関する市民アンケートにおいても、約5割の方が「緑豊かなまちであるとは思わない」と回答しています（図2-1）。

2) 都市公園などの量

都市公園は、102箇所、約124.4haが整備されており、住民1人当たりの都市公園面積は約8.6㎡/人、住民1人当たりの都市公園等※面積は、約13.5㎡/人となっていますが（表2-2）、国が定める整備目標値（表2-3）には達していないため、引き続き都市公園などの整備を進める必要があります。

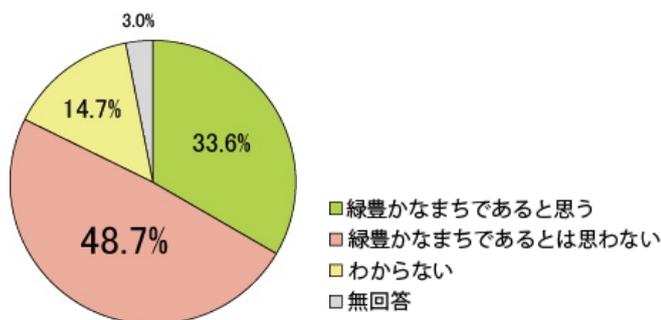


図2-1 刈谷市の緑の豊かさに関する市民意見

2 緑の課題

本市における緑の課題は次のとおりです。

1) 「環境面」からみた課題

■3河川を軸とした市域全体の水と緑のネットワークの形成

緑のもつ機能を効果的に発揮させるため、本市の特徴である3河川を軸とした、水と緑のネットワークの形成が必要です。

■緑被減少の歯止め

ヒートアイランド現象などの新たな環境課題に対応するため、緑化を推進し緑被を確保する必要があります。

■社寺林の保全

市内の各所に点在する社寺林は、都市における貴重な緑の空間となっていることから、市民との協働による積極的な保全が必要です。

■農地の保全

市街地やその周辺にある農地は、既存の制度では担保性が低く転用されやすいため、良好な都市環境を維持するため、より積極的な保全が必要です。

■生物多様性※を維持する水辺環境の保全・活用

北部地域に点在するため池は、生物多様性が高く希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、水質浄化対策や親水空間の創出などが急務となっています。

表2-1 刈谷市の緑の量

●市全域の緑地面積	約1,986ha
●市全域の緑被率	約32.8%
市街化区域の緑被率	約9.9%
市街化調整区域の緑被率	約52.8%

表2-2 刈谷市の都市公園などの量

●住民1人当たりの都市公園面積	約8.6㎡/人
●住民1人当たりの都市公園等面積	約13.5㎡/人
●市街化区域の身近な公園緑地の配置率※	約73.8%

表2-3 国が定める都市公園と都市公園等の整備目標値

1人当たりの都市公園面積	10㎡/人以上
1人当たりの都市公園等面積	20㎡/人

※緑被率：ある地域における緑に覆われた場所の割合。本計画では、H21年1月撮影航空写真データより500㎡以上のまとまりのある緑を抽出し算出しています。

※都市公園等：都市公園に児童遊園や広場などの公共施設緑地を含めた総称。

※身近な公園緑地の配置率：歩いていける距離に街区公園や児童遊園などがある市域の割合。



2)「安全面」からみた課題

■都市公園などの防災機能の強化

都市防災機能の強化を図るため、都市公園などへの災害応急対策施設※の設置や延焼防止機能を持った街路樹の整備などが求められています。

■身近な避難場所や災害活動の場となる都市公園の整備

被災時に一次避難地※や災害活動の場となる身近な公園が不足している地域があるため、街区公園などの整備が必要です。

■安全・安心な都市公園の整備

老朽化した施設や防犯上の問題を改善した安全・安心な都市公園の整備が求められています。

3)「活力面」からみた課題

■歴史的立地をいかした亀城公園のシンボルづくり

亀城公園では、刈谷城の復元によるシンボルづくりが望まれています。

■水辺空間をいかしたレクリエーションの場づくり

北部地域に点在するため池の水辺とその周辺では、自然とのふれあい空間として、自然環境をいかしたレクリエーションや学習などの場としての活用が期待されています。

■健康づくりのできる環境づくり

ウォーキングやサイクリングを楽しむことのできる環境づくりが求められています。

■総合公園の整備推進

岩ヶ池公園や刈谷市総合運動公園などの総合公園は、本市のレクリエーションや交流の拠点として、更なる整備の推進が求められています。

■市民との協働による緑の保全と緑化の推進

緑の質を向上させるため、緑に関する活動に市民と行政が協力して取り組む必要があります。

4)「生活面」からみた課題

■生活に密着した身近な都市公園の整備

身近な公園や緑地が不足する地域では、新たな都市公園の整備が必要です。

■道路の緑化による緑のネットワーク形成

都市環境を良好に維持するため、道路の緑化を推進し、市域全体で緑のネットワークの形成を図ることが必要です。

■大規模工場などの民間施設の緑化推進

緑地の減少が進む市街化区域では、生活環境を改善し都市環境に潤いとやすらぎを与えるため、公共施設だけでなく大規模工場をはじめとした民間施設の緑化推進が求められています。

■都市公園などのユニバーサルデザイン※化の促進

誰もが安心して利用できる公園や緑地とするため、都市公園を中心とした緑の空間において、老朽化施設の修繕・更新とともに、ユニバーサルデザイン化を進めることが重要です。

※生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態と生物が未来へ伝える遺伝子の多様さまでを含めた概念。

※災害応急対策施設：被災時に避難地として機能するために必要な備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの施設。

※一次避難地：被災時に、主として近隣住民の緊急避難地や広域避難地へ至る避難中継地などとなる場所。

※ユニバーサルデザイン：子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できるようにデザインすること。

3章 緑の将来像

1 計画の基本理念

本市では、「刈谷市民の誓い」と「緑化推進都市の宣言」を緑のまちづくりの基本理念とします。

緑のまちづくり「基本理念」

■刈谷市民の誓い（昭和50年5月2日制定）

わたくしたちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきました。わたくしたち市民は、この先人の努力をうけつぎ、希望にみちた郷土のより発展をめざして、この誓いを定めます。

- 1 自然を愛し、緑にみちた美しい環境をつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康でたくましいからだをつくります。
- 1 教養を深め、心ゆたかな明るい家庭をつくります。
- 1 誠意を尽くし、明るく住みよい社会をつくります。
- 1 力を合わせ、青少年の希望あふれるまちをつくります。

■緑化推進都市の宣言（昭和46年6月21日議決）

生産文教都市刈谷は、都市開発、基盤整備事業が強力に進められ一大飛躍を遂げてきた。この繁栄と急激に変ぼうする環境において緑は減少し自然は失われつつある。こうしたなかで市民と市が一体となり緑の保存と樹木の増殖をはかり緑化を推進し明るい豊かなまちづくりのため、刈谷市を「緑化推進都市」とすることを宣言する。

2 緑の将来像

本市では、基本理念に基づき、本市の目指すべき緑の姿である「緑の将来像」を図3-1のように設定し、主役である市民・事業者・行政による協働※により緑のまちづくりを推進します。

緑のまちづくりの主役

■市民とは

市内に住んでいる人をはじめ、自治会や子ども会などの地域団体、NPO法人※や任意団体※など特定のテーマに対して活動している市民活動団体などを指します。

市民

緑の将来像

みんなで育む 緑にみちた美しいまち 刈谷

事業者

行政

■事業者とは

企業、商店、商工会議所などを指します。

■行政とは

刈谷市役所、学校や大学などの教育機関、その他関連機関を指します。

図3-1 緑の将来像と緑のまちづくりの主役

※協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

※NPO法人：特定非営利活動法人のことで、自発性に基づいた公共的・公益的な活動を行う組織。

※任意団体：法人格を持たないボランティア団体やスポーツの活動を行う団体などを指します。



3 緑の将来像図

本市の目指すべき緑の姿を、緑の軸、緑の拠点、緑のエリアで構成される「緑の将来像図」(図3-2)として示します。

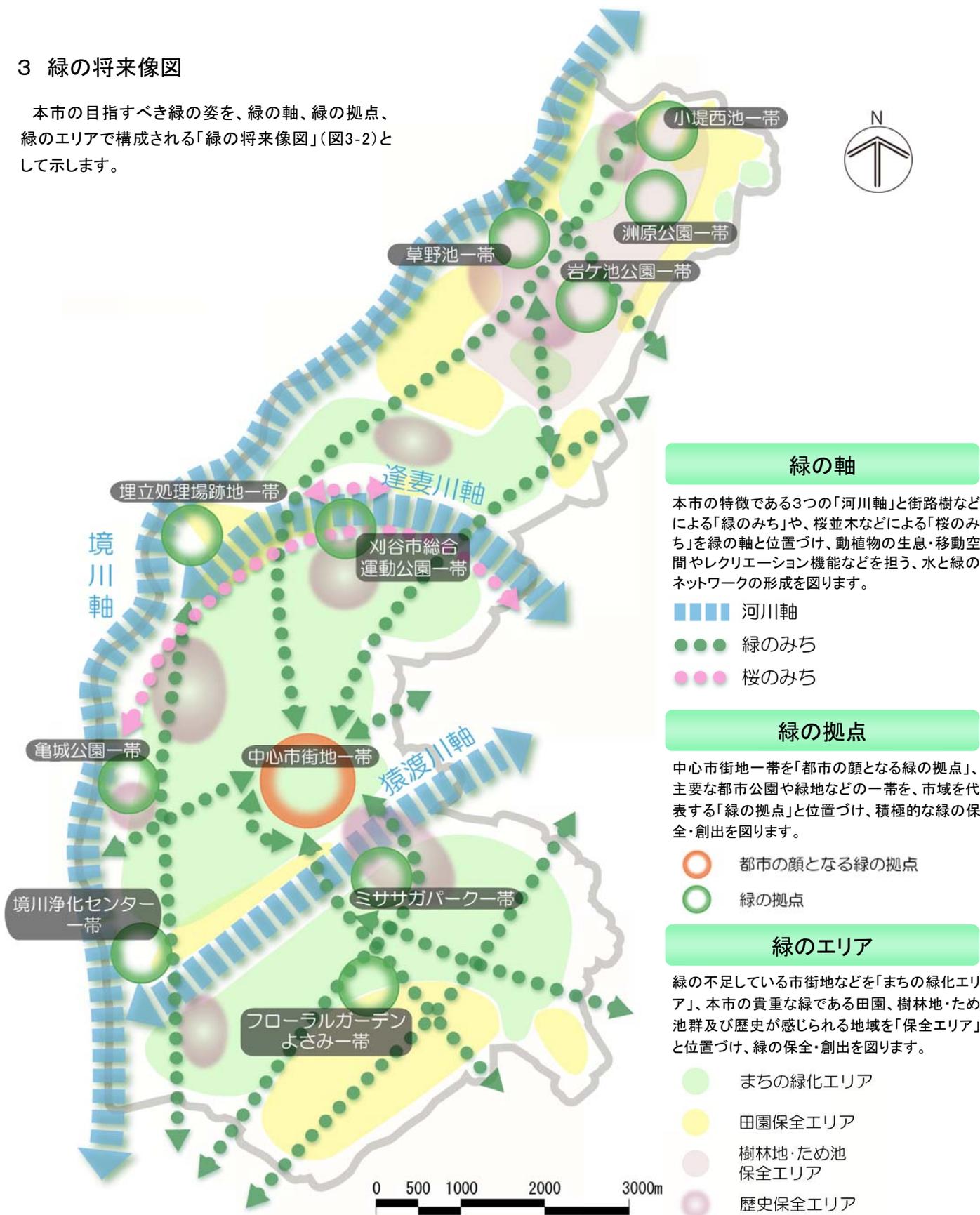


図3-2 緑の将来像図

4章 基本方針と施策の体系図

1 緑の基本方針

「緑の将来像」を実現していくため、4つの基本方針(図4-1)を設定します。

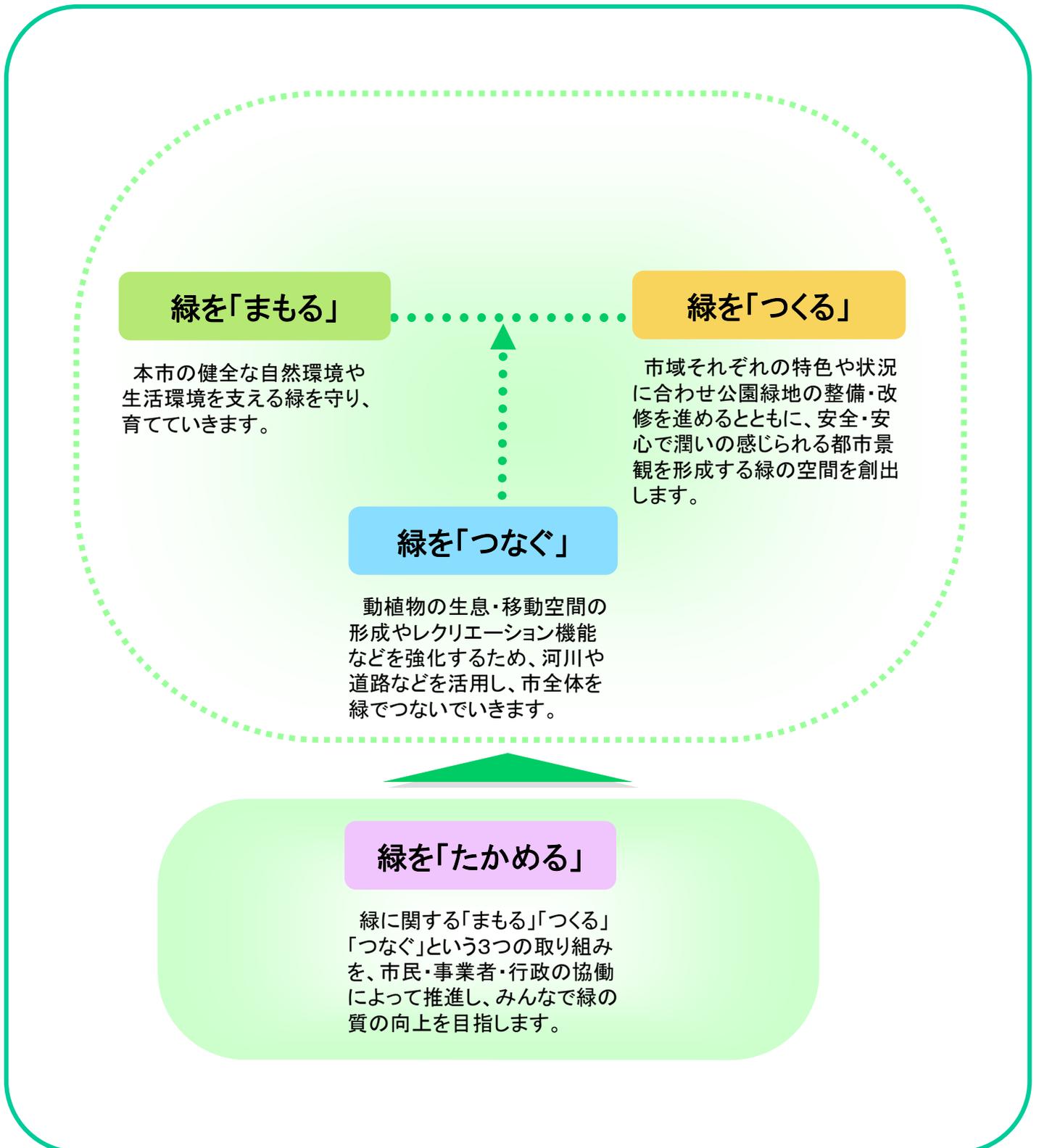


図4-1 緑の基本方針図



2 施策の体系図

「緑の将来像」を実現していくため、4つの基本方針に基づいた16の施策の方向性と、32の具体的な施策から構成される施策の体系図(図4-2)を設定します。また、各具体的な施策の事業主体※を設定し、市民・事業者・行政の取り組みを明確にします。

	施策の方向性	具体的な施策(P11~参照)	事業主体			
			市民	事業者	行政	
緑を「まもる」	市域を代表する緑の保全	1 小堤西池カキツバタ群落の保全 2 自然的景観の維持 3 歴史文化と深く関わる緑の保全	◎		◎	
	樹木・樹林の保全	4 既存制度の活用による保全 5 社寺林の保全	◎	◎	◎	
	生物多様性の保全	6 生物の生息環境の保全 7 ため池の保全	◎		◎	
	農地の保全・活用	8 生産緑地地区の保全 9 農業振興地域農用地区域の保全 10 遊休農地の活用	◎		◎	
	緑を「つくる」	身近な緑の充実	11 身近な公園緑地の整備 12 開発行為による緑の確保	◎	◎	◎
		防災機能の強化	13 防災機能を有した都市公園の整備			◎
		拠点となる緑の充実	14 拠点となる公園の整備 15 新たな緑の拠点の整備	◎		◎
		市域を代表する緑の創出	16 市域の顔となる緑のまちづくり	◎	◎	◎
		緑被率の向上	17 公共施設の緑化推進 18 民間施設の緑化推進	◎	◎	◎
		都市公園のユニバーサルデザイン化	19 ユニバーサルデザインに配慮した公園整備			◎
緑を「つなぐ」	水と緑のネットワークの形成	20 河川や水路の緑化推進 21 道路の緑化推進 22 生態系ネットワークの形成	◎	◎	◎	
	緑地・緑道の整備	23 都市緑地などの整備 24 用水敷の活用による緑道整備	◎		◎	
	緑を「たかめる」	緑に関する普及啓発	25 緑の情報発信 26 緑化イベントの開催	◎		◎
		市民協働による緑のまちづくり	27 市民協働による緑化推進 28 緑化に関する支援	◎	◎	◎
緑を育てる人材づくり		29 緑に関する人材の育成 30 環境学習の推進	◎		◎	
緑の質の向上		31 緑の適正な管理 32 緑の基本計画の進行管理	◎	◎	◎	

図4-2 施策の体系図

※事業主体:取り組みの主体となるもの。◎は施策を実施する主体、○は施策に支援・協力する主体。

5章 計画の目標

1 計画の枠組み

■対象区域

本計画の対象区域は、刈谷市全域(5,045ha)とします。

■目標年次

本計画の目標年次は、平成32年度とします。

■将来人口フレーム及び市街化区域の規模

将来人口フレーム及び市街化区域の規模は、第7次刈谷市総合計画及び刈谷市都市計画マスタープランと整合を図り、表5-1のように設定します。

表5-1 刈谷市内人口と市街化区域面積

項目	現況 (平成21年度)	目標年次 (平成32年度)
刈谷市内人口	144,828 人	159,000 人
市街化区域面積	2,344 ha	2,506ha

2 計画の数値目標

本市の「緑の将来像」を実現するための4つの基本方針の成果指標として、本計画の数値目標を設定します。

緑を「まもる」ための目標

緑をまもるため、刈谷市内にある緑地*を保全するとともに、国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落をはじめ、都市の貴重な緑地である社寺林などの永続的な保全を目指します。

●刈谷市内の緑地面積

本市北部地域の緑豊かな自然環境と、年々減少する農振農用地区域や生産緑地地区を都市計画決定などにより緑地として保全します。

現況値* 1,986ha
↓
目標値 (H32) 1,990ha

●緑地保全制度*を活用した緑地面積

特別緑地保全地区制度*や市民緑地制度*などの緑地保全制度を活用し、緑地を保全します。

現況値 0 ha
↓
目標値 (H32) 7 ha

緑を「つくる」ための目標

緑をつくるため、岩ヶ池公園や逢妻川緑地などの拡張整備や、歩いていける身近な公園の整備とともに、公共施設や民間施設の緑化を推進し、新たな緑を創出することを目指します。

●住民1人当たりの都市公園面積

都市公園の整備を進め、住民1人当たりの都市公園面積を増やします。

現況値 8.6 m²/人
↓
目標値 (H32) 9m²/人

●市街化区域の身近な公園緑地の配置率

身近な公園緑地の整備を進め、歩いていける距離に街区公園や児童遊園などがある市域の割合を増やします。

現況値 73.8 %
↓
目標値 (H32) 75%

●市街化区域の緑被率

公共施設の緑化や、住宅や工場などの民有地の緑化を推進することで、市街化区域の緑被率を増やします。

現況値 9.9%
↓
目標値 (H32) 10%

*緑地：都市公園、公共施設緑地、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域など、永続性が担保されている土地。

*現況値：平成21年度緑の現況調査による数値。

*緑地保全制度：都市緑地法に基づく、緑地を保全するための規制や緑化活動支援などに関する様々な制度。

*特別緑地保全地区制度：都市における良好な自然的環境となる緑地を、建築行為など一定の行為の制限などにより保全する制度。

*市民緑地制度：土地所有者と地方公共団体が緑地を市民に公開する契約を締結することによって、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進する制度。



ミササガパーク

緑を「つなぐ」ための目標

緑をつなぐため、「緑の将来像図」において、「緑のみち」「桜のみち」として位置づけられた、道路の緑化や逢妻川の堤防を活用した桜堤の整備を推進することにより、水と緑のネットワークの形成を目指します。

●緑の軸となる「緑のみち」の緑化区間延長

「緑の将来像図」において「緑のみち」として位置づけられた道路の緑化を推進します。	現況値	23.9km
	目標値 (H32)	27km

●緑の軸となる「桜のみち」の整備区間延長

「緑の将来像図」において「桜のみち」として位置づけられた逢妻川の堤防を活用し、桜堤の整備を推進します。	現況値	0.75km
	目標値 (H32)	2km

緑を「たかめる」ための目標

緑をたかめるため、緑に関する情報の発信や市民協働による緑化を推進するとともに、公園緑地の管理体制の強化を図り、緑の質の向上を目指します。

●本市の緑に満足している市民の割合※

緑に関する情報発信や市民協働による緑化などを推進し、本市の緑に満足している市民の割合を増やします。	現況値	38.2%
	目標値 (H32)	50%

●市民協働により管理されている公園緑地の数※

緑に関する市民協働の指標の1つとして、実際に市民協働により管理活動を行っている公園緑地などの数の増加を目指します。	現況値	121箇所
	目標値 (H32)	140箇所

※本市の緑に満足している市民の割合：市民アンケートの結果に基づく数値。

※市民協働により管理されている公園緑地：愛護会などにより管理されている公園や緑地。

6章 具体的な施策の内容

(1) 緑を「まもる」

市域を代表する緑の保全

■ 小堤西池カキツバタ群落の保全

- ・ 国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落と東側の丘陵地は、本市でもっとも自然が豊かな地域であることから、緑地保全制度の活用を検討しつつ、永続的な保全を図ります。

■ 自然的景観の維持

- ・ 亀城跡風致地区は、城下町の名残を感じさせる歴史的な趣のある地区であるとともに、良好な自然的景観を有していることから、引き続き風致地区として維持を図ります。
- ・ 洲原風致地区は、丘陵地の樹林地とともに、洲原池や岩ヶ池などのため池が多く存在し、水と緑の自然共生空間として重要度の高い地区であるため、引き続き風致地区として維持を図ります。
- ・ 司町や港町の葦原をはじめ「美しい愛知づくり景観600選」に選定されている景観資源と周辺環境の保全を図ります。

■ 歴史文化と深く関わる緑の保全

- ・ 「緑の将来像図」で「歴史保全エリア」に位置づけられている地域の緑の保全を図ります。

樹木・樹林の保全

■ 既存制度の活用による保全

- ・ 保存樹・保存樹林制度[※]や緑地保全制度などの活用によって、樹木や樹林を保全するとともに、害虫防除対策を行うなど、適正な管理に努めます。
- ・ 保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されている樹林地は、洲原風致地区の維持とともに、引き続き指定を継続し保全を図ります。

■ 社寺林の保全

- ・ 市内に点在する社寺林は、都市の気象を緩和する機能を有するとともに、自然・歴史・文化を継承する貴重な緑であることから、緑地保全制度の活用を検討し、永続的な保全を図ります。

[※]保存樹・保存樹林制度：良好な都市環境を維持するために、樹木・樹林を所有者の同意を得て保存樹・保存樹林に指定し、維持管理費用の一部を補助する制度。



生物多様性の保全

■ 生物の生息環境の保全

- ・ ため池などの改修の際には、多自然型工法※による水辺環境づくりを推進し、多様な生物の生息環境を保全します。
- ・ トンボやホタルなどの多様な生物が生息するピオトープ※づくりを支援します。
- ・ 新たな公園や緑地などの整備の際には、法面緑化など安全を確保する場合を除き、在来種の緑化植物の使用に努めます。

■ ため池の保全

- ・ 北部地域に点在するため池(図6-1-1)は、本市の特徴的な自然的景観であり、生物多様性が高く、希少性の高い野生生物の生息空間となっていることから、洲原風致地区の維持とともに、保全を図ります。



図6-1-1 刈谷市の河川とため池

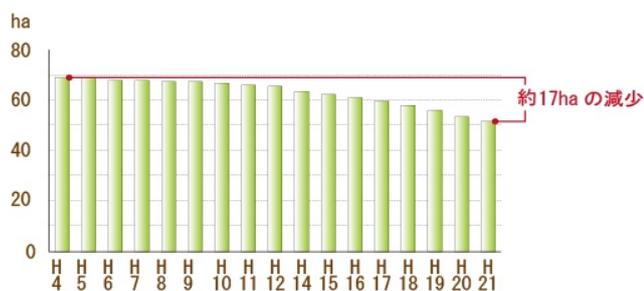


図6-1-2 刈谷市の生産緑地の推移

農地の保全・活用

■ 生産緑地地区の保全

- ・ 年々減少している生産緑地地区(図6-1-2)は、市街地の貴重な緑地であり、良好な緑地景観を創出しているとともに、防災上のオープンスペース※として有効な空間となるため、引き続き指定を継続し保全を図ります。
- ・ 生産緑地制度の活用により、市街化区域の農地の保全を図ります。

■ 農業振興地域農用地区域の保全

- ・ 市街地周辺に広がる農業振興地域農用地区域は、都市の気象を緩和する機能や一時的な遊水機能を有するとともに、田園風景としても貴重であるため、市街地の拡大などと整合を図りつつ、保全に努めます。

■ 遊休農地の活用

- ・ 市民農園や景観農園などとして遊休農地※の有効利用を図ります。

※多自然型工法: 治水上の安全性を確保しつつ生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないで良好な河川環境の保全や復元を目指す自然環境に配慮した工法。

※ピオトープ: 都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間。

※オープンスペース: 都市部において建物が建っていない一定の広がりのある土地や緑地。

※遊休農地: 農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

(2) 緑を「つくる」

身近な緑の充実

■ 身近な公園緑地の整備

- ・ 身近な公園や緑地が不足する地域では、生産緑地地区や空地などを活用して街区公園の整備を推進するとともに、市街化予定区域については、適正な公園緑地の配置計画を行います(図6-2-1)。
- ・ 設置後20年以上が経過した都市公園(図6-2-2)については、公園施設長寿命化計画※を策定し、周辺環境や利用状況に応じた再整備を推進します。

■ 開発行為による緑の確保

- ・ 開発行為については、周辺区域の状況を勘案しつつ、緑地の保全と積極的な緑化に取り組むよう指導の継続を図ります。

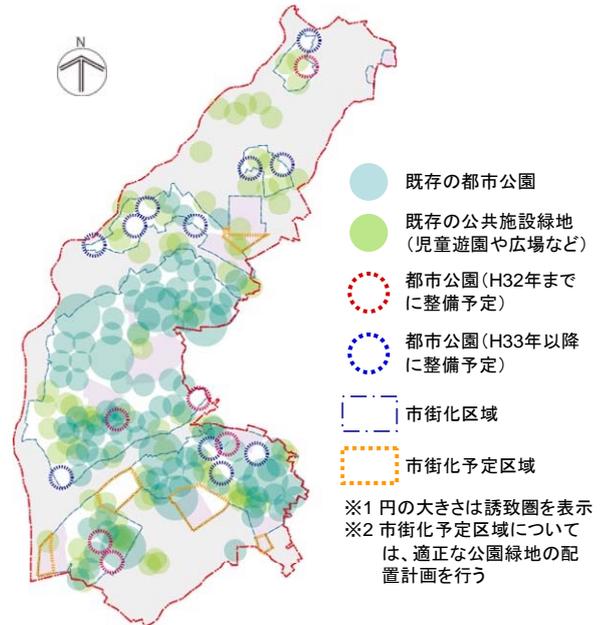


図6-2-1 身近な公園緑地の整備方針図

防災機能の強化

■ 防災機能を有した都市公園の整備

- ・ 災害応急対策施設※などの防災機能を備えた、一次避難地となる都市公園の整備を推進します。

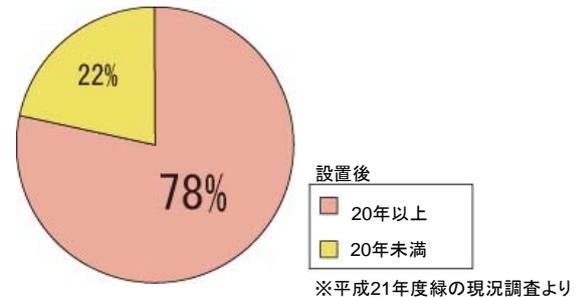


図6-2-2 設置後20年以上が経過した都市公園の割合

拠点となる緑の充実

■ 拠点となる公園の整備

- ・ 刈谷城址であり桜の名所として市民に親しまれる亀城公園は、歴史的な景観を重視した城址公園としての再整備を推進するとともに、機能の拡充を図ります(図6-2-3)。
- ・ 岩ヶ池公園は、周辺の豊かな自然環境やサービスエリアの機能をいかし、レクリエーション拠点としての機能の拡充を図ります。
- ・ 刈谷市総合運動公園は、刈谷市のスポーツ活動の拠点として、機能の拡充を図ります。

■ 新たな緑の拠点の整備

- ・ 草野池一帯は動植物の生態保護を目的に保全を図りつつ、野鳥観察などができる親水空間の創出を図ります。
- ・ 埋立処理場跡地一帯及び境川浄化センター一帯は、河川軸の合流区域における緑の拠点としての施設整備を図ります。



図6-2-3 亀城公園の再整備イメージ図

※公園施設長寿命化計画:都市公園の公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図るための計画。

※災害応急対策施設:被災時に避難地として機能するために必要な備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの施設。



市域を代表する緑の創出

■ 市域の顔となる緑のまちづくり

- ・ 刈谷駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい彩りと潤いのある駅前空間を、花と緑によって創出します。
- ・ 緑化重点地区(P20参照)を設定し、各地区の状況と課題に応じた緑の創出を図ります。

緑被率の向上

■ 公共施設の緑化推進

- ・ 公共施設では、敷地や建物の状況に応じて、屋上・壁面緑化やグラウンド緑化など、様々な方法による緑化の推進を図ります。
- ・ 民間施設の緑化に対する先導的な役割を果たすため、新たに公共施設を設置する際には、敷地面積に対して20%以上の緑化に努めます。

■ 民間施設の緑化推進

- ・ 「緑の将来像図」において「まちの緑化エリア」と位置づけられた地域では、ヒートアイランド現象などの新たな環境課題へ対応するため、民間施設の緑化を推進し、緑被の減少が著しい(図6-2-4)市街化区域の全域を対象として、緑化地域の指定(P19参照)を検討します。
- ・ 本市の特徴である大規模工場とその周辺に広がる駐車場においては、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などを促進します。
- ・ 市民が緑の減少を感じる(図6-2-5)要因である緑視率※を向上させるため、住宅地や工場などの民有地緑化の推進に向けて、緑地協定制度※や民有地緑化補助事業※などの活用を促進します。
- ・ 拡大市街地においては、地区計画等緑化率条例制度※を活用し、緑化を推進します。

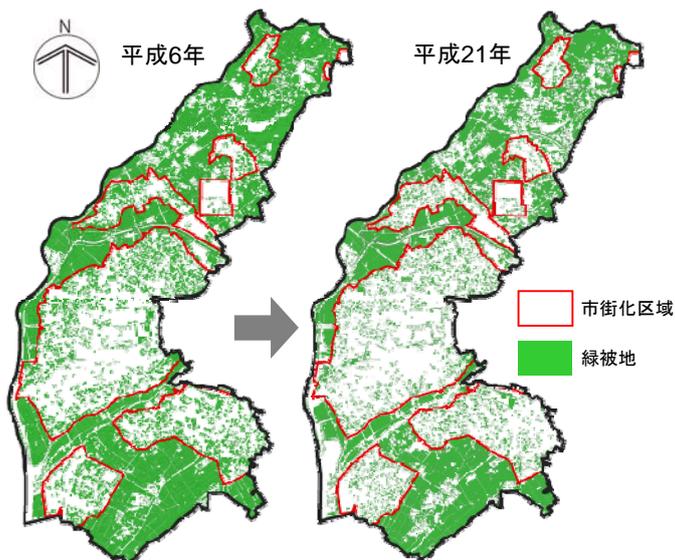


図6-2-4 刈谷市の緑被状況

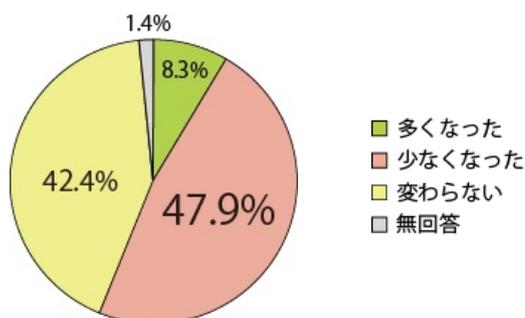


図6-2-5 住み始めた頃と比較しての緑の量の変化に関する市民の実感

都市公園のユニバーサルデザイン化

■ ユニバーサルデザインに配慮した公園整備

- ・ 子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。

※緑視率：市街地において人の視線で視界内に見える緑の量の割合。

※緑地協定制度：土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、市街地の良好な環境を確保しようとする制度。

※民有地緑化補助事業：民有地の緑化の推進を図るため、基金を運用して緑化費用の一部を補助する制度。

※地区計画等緑化率条例制度：地区レベルの良好な都市環境の形成を図る緑化を推進するため、建築物の緑化率規制を条例で定める制度。

(3) 緑を「つなぐ」

水と緑のネットワークの形成

- 河川や水路の緑化推進
 - 「緑の将来像図」において「河川軸」として位置づけられた境川、逢妻川、猿渡川の緑化を推進し、水と緑のネットワークの形成を図ります。
 - 「河川軸」を補完する支流の小河川や水路の緑化を推進します。
- 道路の緑化推進
 - 「緑の将来像図」において、「緑のみち」として位置づけられた道路の緑化を推進します。
 - 電線類の地中化や適性な剪定管理により、街路樹の生育環境の改善を図ります。
 - 道路の交差点付近において、ポケットパークの整備を推進し、緑の回廊※の形成を図ります。
 - 民有地緑化補助事業の活用により、生垣や壁面などの沿道緑化を促進します。
- 生態系ネットワーク※の形成
 - 生物の移動空間を確保するため、「河川軸」や「緑のみち」で公園やため池などをつなぎ、生態系ネットワークの形成を図ります。

※緑の回廊：連続性を確保するために保全・創出された緑で、その機能・効果が発揮できる一定以上の規模を有するものをいい、水と緑のネットワークの骨格となる。

※生態系ネットワーク：均一な生態系ではなく複数の生態系のつながり。



図6-3-1 桜堤の整備イメージ図

緑地・緑道の整備

■ 都市緑地などの整備

- 逢妻川緑地の未供用区域の整備を推進するとともに、「河川軸」を中心に新たな都市緑地の整備を図ります。
- 「緑の将来像図」において、「桜のみち」として位置づけられた逢妻川の堤防を活用し、桜堤の整備を推進します(図6-3-1)。
- サイクリングロードの整備を推進し、市域を越えた広域的なネットワークの構築を図ります。

■ 用水敷活用による緑道整備

- 明治用水中井筋の用水敷を利用し、緑道の整備を推進します。

(4) 緑を「たかめる」

緑に関する普及啓発

■ 緑の情報発信

- ・市の広報やホームページなどにより、緑に関する計画やイベントなどの情報発信の充実を図ります。
- ・緑化を促進する支援制度の周知・PRを積極的に実施し、利用の向上に努めます。

■ 緑化イベントの開催

- ・造園教室や講習会などの開催により、緑に関する知識や技術を習得する場の提供を図ります。
- ・植樹祭や緑に関する講演会などのイベントの開催に努めます。
- ・市民の主体的な緑化活動を啓発するため、緑化活動に対する新たな顕彰制度※を検討します。

市民協働による緑のまちづくり

■ 市民協働による緑化推進

- ・市民アンケートにおいて、緑に関する活動に対して5割以上の方が「関心がある」と回答されているため(図6-4-1)、緑のまちづくりに対する高い市民意識を有効に活用するための環境づくりを推進します。
- ・公園緑地の計画段階から運営管理にわたり、子どもから高齢者まで様々な世代が参画する市民参加型のワークショップ※などを行い、実際の利用者である市民の要望が反映された公園緑地の整備を図ります。
- ・花苗・苗木の配布やコミュニティ花壇※の設置を推進します。

■ 緑化に関する支援

- ・小学校や中学校などでは、良好な教育環境を創出するとともに、子どもの屋外活動における安全確保にも有効なため、市民活動団体によるグラウンドの芝生化を支援します。
- ・専門家や造園業者などによる緑化相談窓口の設置を検討します。

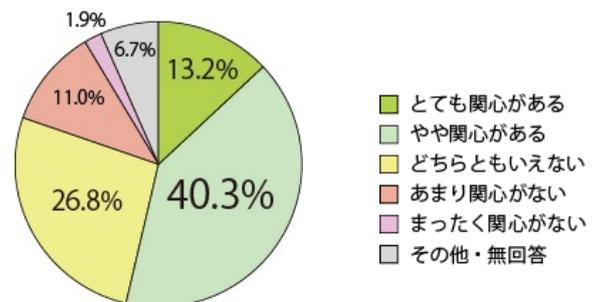


図6-4-1 緑に関する活動への市民の関心

※顕彰制度：活動や功績などを評価して褒め称え、賞などを贈り広く世間に知らしめる制度。

※ワークショップ：さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場。

※コミュニティ花壇：公園や道路などを活用して設置され、地域住民が育成管理する花壇。



緑を育てる人材づくり

- 緑に関する人材の育成
 - 市民による緑づくりや街路樹の育成などを指導・監督する緑化アドバイザー制度の導入を検討します。
 - 公園で、子どもの遊びを見守り事故を未然に防ぐ役割を担う、プレイリーダーの育成を検討します。
- 環境学習の推進
 - 小学校や中学校などと連携し、公園や緑地での環境学習を推進します。
 - みどりの少年団などの緑化推進活動を支援します。

緑の質の向上

- 緑の適正な管理
 - 愛護会制度の充実やアダプト制度※の活用により、市民や事業者などによる公園や道路などの維持管理活動を推進します。
 - 公園の施設による事故防止対策のために、施設の利用や管理方法などの講座の実施を検討します。
 - 多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、住民サービスの向上を図るとともに、公の施設の管理に民間の能力を活用する指定管理者制度の活用を検討します。
 - 指定管理者に管理委託している公園については、その管理方法を評価する仕組みを検討します。
 - 利用者である市民の意見を調査するために、市民アンケートなどを実施し、維持管理に反映させます。
 - 地域の緑の質を高めるため、「あいち森と緑づくり事業」※を活用し、市民活動団体の運営を支援します。
 - 外部評価により、本市の緑の取り組みに対する意識の向上を図るため、緑に関する団体が主催する顕彰制度の活用を検討します。
- 緑の基本計画の進行管理
 - 緑の基本計画における施策の進捗状況を確認し、適宜、進行管理を行います。

※アダプト制度：行政が公園や道路などについて、市民や事業者などと協働で定期的に美化活動を行うために契約する制度。

※あいち森と緑づくり事業：県民税である「あいち森と緑づくり税」を活用し、緑づくりを支援する事業。

7章 緑化地域と緑化重点地区

1 緑化地域の指定

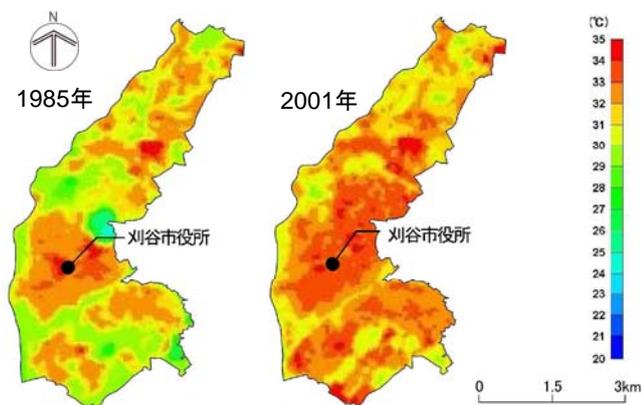
■緑化地域とは

緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度の活用により、指定を受けた地域を緑化地域といいます。

■緑化地域の指定の必要性

市街地などでは、緑地の減少やアスファルトで被われていることなどにより、郊外と比べて気温が高くなるヒートアイランド現象の発生が確認されているとともに(図7-1)、夏の過ごしやすさに関する市民アンケートにおいても、57.1%の方が「過ごしにくくなったと思う」と回答されており、市内の夏季の気温上昇が実感されています(図7-2)。

これらのことから、良好な都市環境を形成するために、公園や街路樹などの公的な緑の確保とあわせて、緑化地域の指定を検討する必要があります。



出典: 愛知県ヒートアイランド緩和対策マニュアル

図7-1 地表面温度の分布

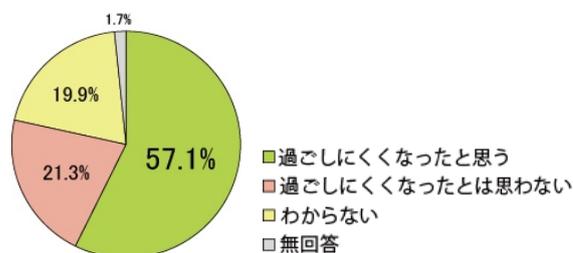


図7-2 夏の過ごしやすさに関する市民意見

■緑化地域の指定範囲

本市では、「緑の将来像図」において、「まちの緑化エリア」と位置付けられた市街化区域の全域を緑化地域の指定範囲とし、制度の活用を検討します(図7-3)。また、緑化地域制度の導入に関する市民アンケートにおいて、約8割の方が緑化地域制度の導入に対し、肯定的な回答をしています(図7-4)。

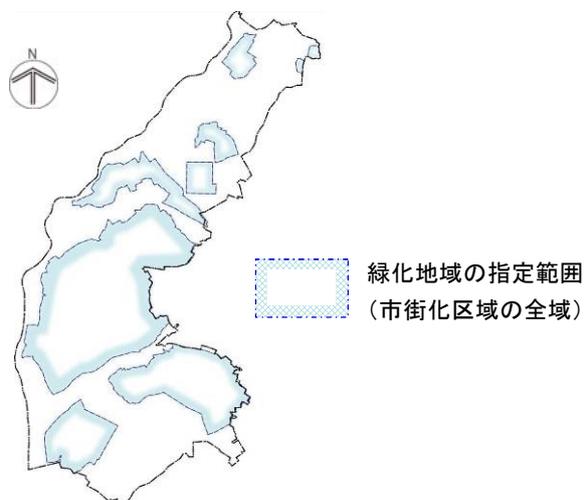


図7-3 緑化地域の指定範囲

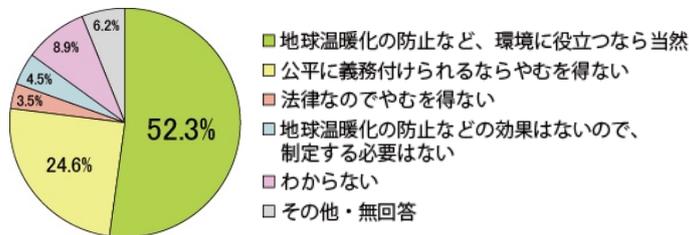


図7-4 緑化地域制度の導入に関する市民意見



2 緑化重点地区の設定

■緑化重点地区とは

本計画の目標の早期達成や市民の緑化意識の高揚などを図るため、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区を緑化重点地区といいます。

「重点的かつ先導的に緑に関する施策を行う地区」として緑の保全・緑化を推進

■緑化重点地区の設定範囲

本市では、以下の6地区を緑化重点地区として設定します(図7-5)。

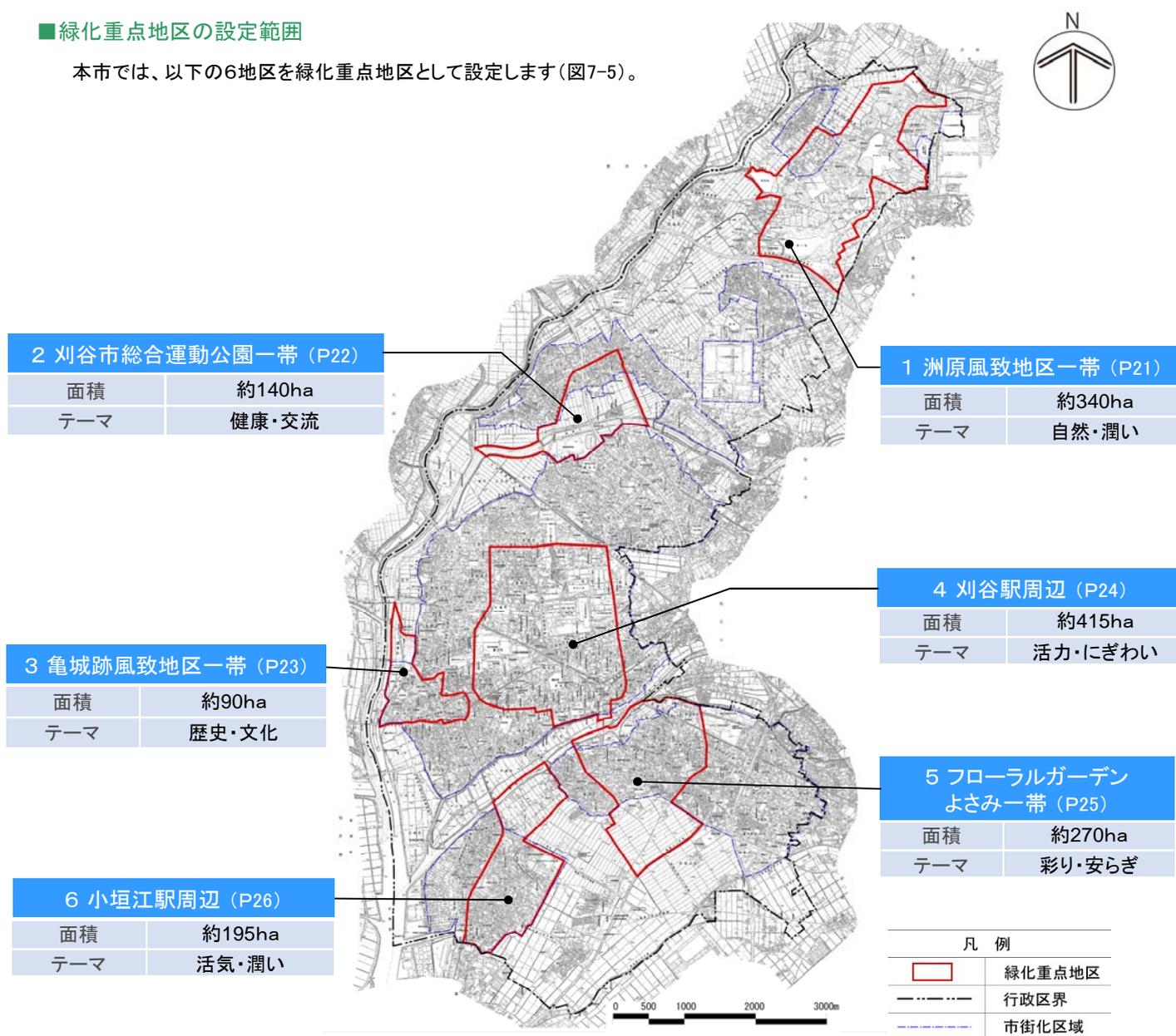


図7-5 緑化重点地区の位置

8章 緑化重点地区計画

1 洲原風致地区一帯

【地区の緑づくりのテーマ】

自然・潤い

■現状と課題

- ・国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタの量が年々減少傾向にあります。
- ・岩ヶ池公園の一部が広域レクリエーション拠点として整備されていますが、繁忙期に駐車場が不足しています。
- ・洲原公園では、施設の老朽化、桜の生育不良が目立ちます。

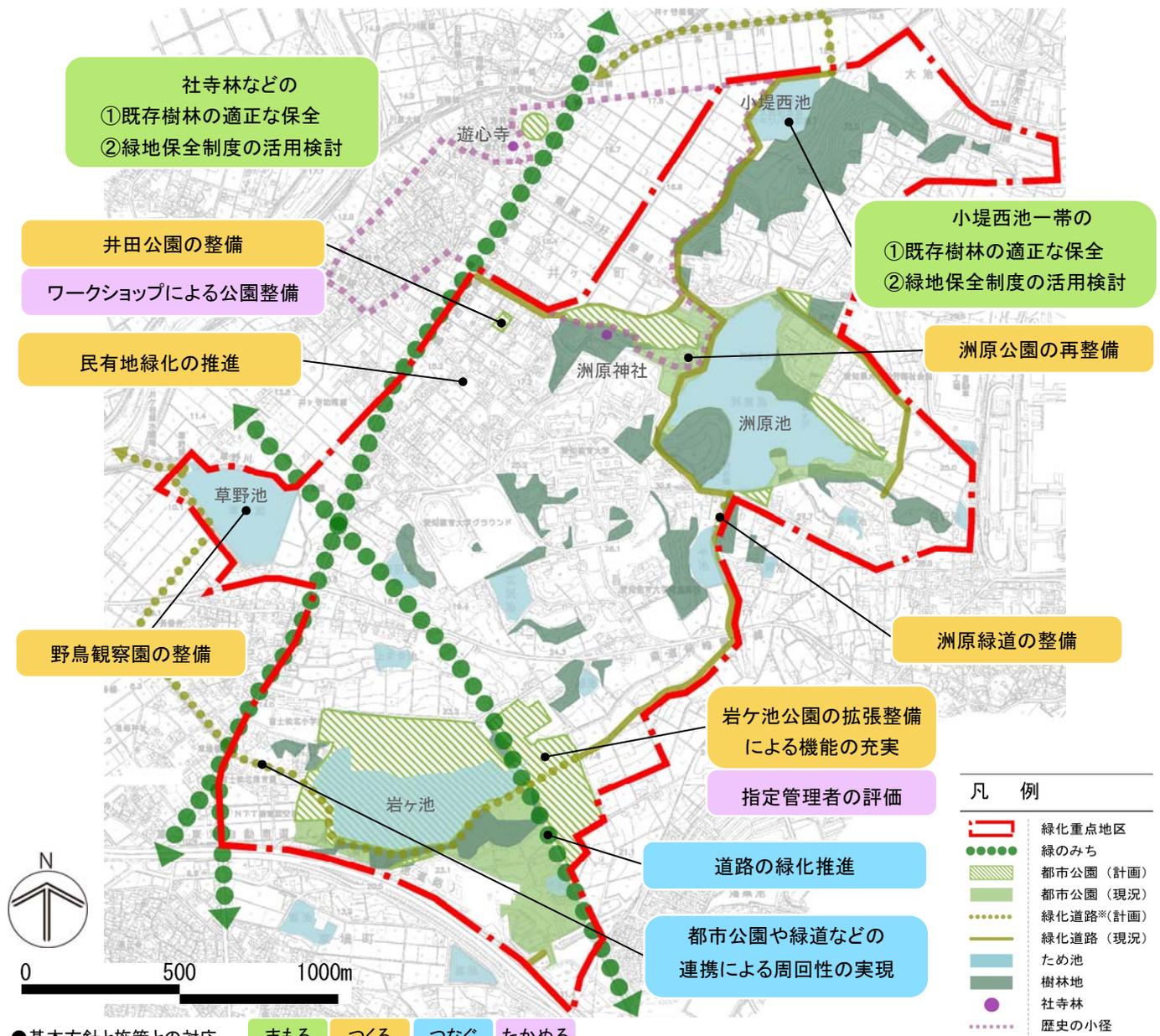
■地区の緑づくり方針

市域唯一の丘陵地とため池群が作り出す美しい景観を保全するとともに、公園整備や分断された緑をつなぐことにより、ため池の魅力を復元し、自然と潤いのあるまちづくりを進めます。

■主要施策の工程

施策名	事業期間※		
	前期	後期	長期
小堤西池一帯の既存緑地の保全	○	○	○
〃の特別緑地保全地区の指定検討	○	○	
洲原公園の再整備		○	
岩ヶ池公園の拡張整備	○	○	○
井田公園の整備	○		

■地区の緑づくり方針図



●基本方針と施策との対応 まもる つくる つなぐ たかめる

※事業期間：前期はH23～H27、後期はH28～H32、長期計画はH33以降。

※緑化道路：「緑のみち」以外で、街路樹や植栽帯などで緑化された道路。



2 刈谷市総合運動公園一帯

【地区の緑づくりのテーマ】

健康・交流

■現状と課題

- 刈谷市総合運動公園があり、本市のスポーツ・レクリエーション拠点として整備が進められています。
- ウォーキングやサイクリングなどを楽しむために、逢妻川緑地の拡張整備が求められています。

■地区の緑づくり方針

刈谷市総合運動公園を核として、逢妻川緑地や桜堤の整備、民有地の緑化を推進し、健康づくりや交流の促進を図ることができる本市のスポーツ活動拠点の形成を目指します。

■主要施策の工程

施策名	事業期間		
	前期	後期	長期
刈谷市総合運動公園の拡張整備	○	○	○
逢妻川緑地の整備	○	○	○
桜堤の整備	○	○	
サイクリングロードの整備	○	○	

■地区の緑づくり方針図



3 亀城跡風致地区一帯

【地区の緑づくりのテーマ】

歴史・文化

■現状と課題

- 亀城公園の施設の老朽化、桜の生育不良が目立ってきています。
- 亀城公園では、刈谷城の復元によるシンボルづくりが望まれています。

■地区の緑づくり方針

亀城公園の再整備とともに、亀城跡風致地区の自然的景観の維持を図り、城下町の名残を感じさせる歴史や文化を尊重したまちづくりを進めます。

■主要施策の工程

施策名	事業期間		
	前期	後期	長期
亀城公園の再整備	○	○	
〃 の拡張整備		○	○
河川敷運動広場の整備	○		
サイクリングロードの整備			○
桜堤の整備			○

■地区の緑づくり方針図





4 刈谷駅周辺

【地区の緑づくりのテーマ】 活力・にぎわい

■現状と課題

- 刈谷駅南地区市街地再開発事業や刈谷駅北口のアーバンフェイス事業などにより緑化の推進が図られてきましたが、駐車場としての土地利用が多いため、他の地域に比べて緑被率が低い地域となっています。
- 刈谷駅周辺、名鉄三河線沿線は高度利用の用途地域となっているため、緑とオープンスペースが減少しています。

■地区緑づくり方針

本市の顔となる緑の拠点とするため、公共施設や大規模工場などの緑化を推進し、緑にみちたまちづくりを進めます。

■主要施策の工程

施策名	事業期間		
	前期	後期	長期
市民会館跡地の公園整備	○		

■地区の緑づくり方針図



5 フローラルガーデンよさみー帯

【地区の緑づくりのテーマ】 彩り・安らぎ

■現状と課題

- ・フローラルガーデンよさみやミササガパークが整備されており、開花時期には多くの人で賑わいます。
- ・市街化区域の拡大に伴い、都市公園や緩衝緑地などの整備を検討する必要があります。

■地区の緑づくり方針

フローラルガーデンよさみやミササガパークを核として、民有地の緑化を推進するとともに、野田八幡宮などの社寺林の保全を図り、花と緑が豊かなまちづくりを進めます。

■主要施策の工程

施策名	事業期間		
	前期	後期	長期
街区公園の整備			○
(仮)野田北公園の整備		○	
市街化区域の拡大による新たな都市公園の整備	○	○	
〃 緩衝緑地の整備	○	○	

■地区の緑づくり方針図





6 小垣江駅周辺

【地区の緑づくりのテーマ】 活気・潤い

■現状と課題

- 小垣江公園の一部が整備されていますが、全面整備の目処が立っていない状況です。
- 市街化区域の拡大に伴い、都市公園の整備などを検討する必要があります。

■地区の緑づくり方針

ワークショップなどを行い、実際の利用者の意見が反映された公園整備を推進するとともに、河川を活用した緑の創出を図り、活気と潤いのあるまちづくりを進めます。

■主要施策の工程

施策名	事業期間		
	前期	後期	長期
小垣江公園の整備		○	
小道公園の整備	○		
伊勢山公園の整備		○	
市街化区域の拡大による新たな都市公園の整備	○		○

■地区の緑づくり方針図



9章 実現化に向けて

1 市民・事業者・行政の役割分担

本計画による緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、協働体制を築き、出来ることから実行していくことが重要です。

■市民・事業者・行政の役割

市民

市民自らが緑づくりの主役であることを認識し、普段の生活の中で身近な緑を育てるとともに、積極的に地域の緑の保全・緑化活動へ参加することが大切です。また、自治会や子ども会などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

事業者

CSR活動※の一環として、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの環境対策などに先進的に取り組むとともに、自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑のまちづくりを進めることが求められています。

行政

本計画の具体的な施策を推進するとともに、施策の取り組み方を見直し、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動が促進するような機会の提供などを図り、緑のまちづくりが発展するための環境整備を進めます。

2 計画推進のための組織づくり

■計画の進行を管理・評価する組織づくり

緑に関する重要な事項を審議するとともに、本計画の具体的な施策の進行状況を管理・評価する体制を整えるため、市民や専門家などが主体となって組織される「(仮)刈谷市緑の協議会」の設立を検討します。

また、下部組織となる「(仮)緑のテーブル会議」の設置を検討し、施策や課題ごとに、具体的に話し合う場としていきます。

■市の行政組織体制の強化

本計画の具体的な施策を推進する組織の強化に努めるとともに、道路や農政などの関係部署との連絡調整の体制づくりを推進します。

※CSR活動:「企業の社会的責任」の意味。環境問題への配慮や地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任のこと。



3 あいち森と緑づくり事業の活用

緑化の推進や緑の担い手づくりなどの施策を実施していくために、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、市民や事業者との協働による様々な緑のまちづくりを推進します。

■「あいち森と緑づくり事業」とは

「あいち森と緑づくり税」を活用し、市町村が行う身近な緑づくり、緑の街並み推進、美しい並木道再生、県民参加による緑づくりを支援する事業です。

身近な緑づくり



緑の街並み推進



美しい並木道再生



県民参加による 緑づくり



愛知県発行「あいち森と緑づくり事業」パンフレットより

4 緑の保全・創出に関する新たな制度の導入

本計画を実現するため、都市緑地法、景観法[※]及び歴史まちづくり法[※]などの従来からの各種制度の活用を検討していくほか、国や県の政策動向を見定めつつ、緑の保全や創出に関する新たな制度を積極的に導入し、条例をはじめとした制度の充実に努めます。

5 計画推進のための財源の確保

近年の社会情勢の変化により、行財政運営のための自主財源は減少傾向にあり、各事業の実施において財源の確保に厳しいものがあります。

本計画に伴う各種事業の推進については、適切かつ確実に実施していくため、国や県の補助制度を積極的に活用し、財源の確保に努めていきます。

また、新たな財源確保策としてネーミングライツパートナー制度[※]や、用地取得費の軽減が期待される立体公園制度[※]などの活用について検討するとともに、緑に関する基金のPRIに努めます。

※景観法：都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するための法律

※歴史まちづくり法：良好な歴史的風致を維持・向上させ後世に継承するための法律

※ネーミングライツパートナー制度：契約により市の施設などに「愛称」として団体名や商品名などを付与していただき、その代わりに対価を支払って貰う制度。

※立体公園制度：効率的に都市公園を整備するため、駐車場や店舗などの上部を都市公園の区域として定めることのできる制度。